

**追補(その2)**

次のように改正等されましたので、該当箇所についてご修正ください。  
(改正箇所等は、傍線等で示しました。)

○高圧ガス保安法……………(1)

改正 平成二十六年六月十三日 \*法律第六十九号

\*法律第六十九号は「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

改正 平成二十六年六月十八日 \*法律第七十二号

\*法律第七十二号は「電気事業法等の一部を改正する法律」

○一般高圧ガス保安規則……………(3)

改正 平成二十六年五月三十日 省令第三十号

○コンビナート等保安規則……………(6)

改正 平成二十六年五月三十日 省令第三十号

○容器保安規則……………(8)

改正 平成二十六年五月三十日 省令第三十号

○高圧ガス保安法施行令関係告示……………(18)

改正 平成二十六年七月一八日 告示第五百五十五号

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示……………(21)

改正 平成二十六年五月三十日 告示第二百二十六号

## 高圧ガス保安法

### (三頁 改正)

(適用除外)

### 第二条 (略)

六 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号の電気工作物(政令で定めるものに限る。)内における高圧ガス

### (八五頁 改正)

(協会等の処分等についての審査請求)

第七十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による協会、指定機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の上級行政庁とみなす。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第七十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査又は指定

設備の認定の結果についての処分を除く。)又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2| 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3| 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(審査請求の制限)

第七十八条の二 第三十九条の規定による処分については、審査請求をすることができない。

### (二一〇頁 平成二五年六月一四日法律第四四号)の附則の次に追加

附則(平成二六年六月二三日 \*法律第六九号)抄

\* 法律第六九号は「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

### 第二条(第十号) (略)

附則(平成二六年六月一八日 \*法律第七二号)抄

\* 法律第七二号は「電気事業法等の一部を改正する法律」

---

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 (略)

**第二条～第七十四条** (略)

---

## 一般高圧ガス保安規則

(一八三頁 改正)

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

### 第六条 (略)

2 製造設備が定置式製造設備(コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

#### 一 (略)

二 高圧ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 貯槽に液化ガスを充填するときは、当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセントを超えないように充填すること。この場合において、毒性ガスの液化ガスの貯槽については、当該九十パーセントを超えることを自動的に検知し、かつ、警報するための措置を講ずること。

ロ 圧縮ガス(アセチレンを除く。)及び液化ガス(液化アンモニア、液化炭酸及び液化塩素に限る。)を継目なし容器に充填するときは、あらかじめ、その容器について音響検査を行い、音響不良のものについては内部を検査し、内部に腐食、異物等があるときは、当該容器を使用しないこと。

ハ 車両に固定した容器(内容積が四リットル以上のものに限る。)に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

ニ アセチレンを容器に充填するときは、充填中の圧力が、二・五メガパスカル以下でし、かつ、充填後の圧力が温度十五度において一・五メガパスカル以下になるような措置を講ずること。

ホ 酸化エチレンを貯槽又は容器に充填するときは、あらかじめ、当該貯槽又は容器の内部のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換した後、に酸又はアルカリを含まないものにする。

ヘ 酸素又は三フッ化窒素を容器に充填するときは、あらかじめ、バルブ、容器及び充てん用配管とバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等の附着物を除去し、かつ、容器とバルブとの間には、可燃性のパッキンを使用しないこと。

ト 三フッ化窒素を容器に充填する場所には可燃性物質(車両に固定した容器等の車両を除く。)を置かないこと。

チ 高圧ガスを容器に充填するため充填容器等、バルブ又は充てん用枝管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

(イ) 熱湿布を使用すること。

(ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体(可燃性のもの及び充てん容器等、バルブ又は充てん用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)を使用すること。

(ハ) 設置場所及び高圧ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造の空気調和設備(空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。)を使用すること。

リ 容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条、第四十九条の二十五第一項及び第二項並びに第四十九条の三十三第二項で定める刻印等に限る。以下このリ、第十八条第二項へ、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三号において同じ。）に示された年月日から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。

又 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十五号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下「一般複合容器等」という。）であつて当該容器の刻印等に示された年月（同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）から十五年を経過したもの（同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同条第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと。

### 三〇八（略）

### (二〇三頁 改正)

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

**第十八条** 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす。

### 一（略）

一 容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。

### ロ（略）

ハ シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について一日に一回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。

ニ シアン化水素の貯蔵は、容器に充填した後六十日を超えないものをする。ただし、純度九十八パーセント以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。

ホ 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器（消火の用に供する不活性ガス及び消防自動車、救急自動車、救急工作車その他緊急事態が発生した場合に使用する車両に搭載した緊急時に使用する高压ガスを充填してあるものを除く。）によりしないこと。ただし、法第十六条第一項の許可を受け、又は法第十七条の二第一項の届出を行ったところに従つて貯蔵するときは、この限りでない。

ヘ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月（容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）から十五年を経過したもの（同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同条第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと。

### 三（略）

(二)二頁 改正)

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

**第四十九条**

車両に固定した容器（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月（容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）から十五年を経過したもの（同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素連送自動車用容器にあつては、同条第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと。

四～二十一 (略)

2 (略)

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

**第五十条**

前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月（容器保安規則第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）から十五年を経過したもの（同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素連送自動車用容器にあつては、同条第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと。

四～十三 (略)

(二)六五頁 平成三十五年三月二十九日省令第一一号の附則の次に追加)

附 則 (平成二六年五月三〇日 省令第三〇号) 抄

\* 省令第三〇号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

# コンビナート等保安規則

(四七五頁 改正)

(製造施設に係る技術上の基準)

## 第五条 (略)

2 製造施設(製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。)における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十条までに定めるところによる。

### 一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 貯槽に液化ガスを充填するときは、当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセント(液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、液化石油ガスの貯蔵が可能な部分の内容積の九十七パーセント)を超えないようにすること。この場合において、毒性ガスの液化ガスの貯槽については、当該九十パーセントを超えることを自動的に検知し、かつ、警報するための措置を講ずること。

ロ 圧縮ガス(アセチレンを除く。)及び液化ガス(液化アンモニア、液化炭酸ガス及び液化塩素に限る。)を継目なし容器に充填するときは、あらかじめ、その容器について音響検査を行い、音響不良のものについては内部を検査し、内部に腐食、異物等があるときは、

当該容器を使用しないこと。

### ハ・ニ (略)

ホ アセチレンを容器に充填するときは、充填中の圧力が二・五メガパスカル以下となるようにし、かつ、充填後の圧力が温度十五度において一・五メガパスカル以下になるような措置を講ずること。

ヘ 酸化エチレンを貯槽又は容器に充填するときは、あらかじめ、当該貯槽又は容器の内部のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換した後、に酸又はアルカリを含まないものにする。

ト 酸素又は三フッ化窒素を容器に充填するときは、あらかじめ、バルブ、容器及び充填用配管とバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等の附着物を除去し、かつ、容器とバルブとの間には可燃性のパッキンを使用しないこと。

チ 三フッ化窒素を容器に充填する場所には可燃性物質(車両に固定した容器等の車両を除く。)を置かないこと。

リ 高压ガスを容器に充填するため充填容器等、バルブ又は充填用枝管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

### (イ) (略)

(ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体(可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)を使用すること。

### (ハ) (略)

又 容器保安規則第二十条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等(法第四十五条、第四十九条の二十五第一項及び第二項並びに第四十九条の三十三第三項)に定める刻印等に限る。以下この又において同じ。)において示された年月から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。

ル 容器保安規則第二十一条第一号に規定する一般複合容器、同条第十

二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月（同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査年月）から十五年を経過したものの（同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同条第八号第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと。

三〇八（略）

**（五七三頁 平成二五年三月二九日省令第一一〇号）の附則の次に追加**

**附 則**（平成二六年五月三〇日 省令第三〇号）抄

省令第三〇号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。



# 容器保安規則

(七三〇頁 改正)

(用語の定義)

**第二条** この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜十 (略)

十一 一般複合容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの

十二 (略)

十三 圧縮水素自動車燃料装置用容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器 (第十三号の三に掲げるものを除く。)

十三の二 (略)

十三の三 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定(平成十二年外務省告示第四百七十四号)に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則(以下単に「世界技術規則」という。)に適合する自動車燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器

十三の四 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第

二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの  
 十四〜二十四 (略)

二十五 最高充填圧力 次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力(ゲージ圧力をいう。以下同じ。)

容器の区分		圧力
圧縮ガスを充填する容器 (SG容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を除く。)	超低温容器、低温容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器	第二十六号の表に規定する耐圧試験圧力の五分の三倍(再充填禁止容器の場合にあつては、第二十七号に規定する耐圧試験圧力の五分の四倍)の圧力の数値
SG容器	超低温容器、低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器であつて液化ガスを充填するもの(SG容器を除く。)	燃料の充填中にその容器にかかるガスの圧力のうち最高のものの数値であつて、次号に規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値
	国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	燃料の充填中にその容器にかかるガスの圧力のうち最高のものの数値であつて、次号に規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値
	SG容器	第二十六号の表に規定する耐圧試験圧力の五分の三倍の圧力の数値

二十五の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る公称使用圧力  
温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用する  
ときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八 (略)

二十八の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力  
最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る試験のサイク  
ルの回数 世界技術規則による初期の圧力サイクル試験において寿  
命の基準値とするために使用した回数

二十九～三十四 (略)

### (七三五頁 改正)

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容  
器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の  
各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一 (略)

二 容器製造業者(検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつ  
ては、容器製造業者及び検査を受けた者)の名称又はその符号(国際  
圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、名称に限る。)

三 充填すべき高圧ガスの種類(PG容器にあつてはPG、SG容器にあつ  
てはSG、FC1類容器にあつてはFC1、FC2類容器にあつ  
てはFC2、FC3類容器にあつてはFC3、圧縮天然ガス自動車燃  
料装置用容器にあつてはCNG、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国  
際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器に  
あつてはCHG、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはLN

G、その他の容器にあつては高圧ガスの名称、略称又は分子式)

四の二の二 (略)

四の二の三 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に  
掲げる事項に続けて、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の  
表示(記号 G V H)

四の二の四 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあ  
つては、前号の規定にかかわらず、第三号に掲げる事項に続けて、前  
号の表示及び低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器で  
ある旨の表示(記号 G L C)

四の三～六 (略)

七 液化石油ガス自動車燃料装置用容器(自動車に装置された状態で液  
化石油ガスを充填するものに限る。)、超低温容器、圧縮天然ガス自動  
車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自  
動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水  
素連送自動車用容器を除く容器にあつては、附属品(取りはずしので  
きるものに限る。)を含まない容器の質量(記号 W、単位 キログ  
ラム)

八・九 (略)

十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容  
器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装  
置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器  
に応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月(国際圧縮水素自  
動車燃料装置用容器にあつては、充填可能期限年月)

イ～ハ (略)

二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 容器検査に合格した月の  
前月から起算して十五年を経過した月

十一 超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動

車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器以外の容器にあつては、耐圧試験における圧力（記号 T P、単位 メガパスカル）及び M

十二（略）

十二の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、公称使用圧力（記号 NWP、単位 メガパスカル）及び M

十二の三 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、試験のサイクルの回数

十三 高強度鋼又はアルミニウム合金で製造された容器（繊維強化プラスチック複合容器におけるライナーを含み、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素連送自動車用容器を除く。）にあつては、次に掲げる材料の区分

イ・ロ（略）

十四・十五（略）

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四（略）

五 金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素連送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素連送自動車用

容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車に装置された状態で輸入されるもの

3

法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一〜三（略）

四 前項第五号に掲げる容器票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びハに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したものを容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ〜ハ（略）

二 第一項第十二号から第十二号の三まで及び第十五号に掲げる事項

ホ（略）

五（略）

六 前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号掲げる事項及び第四号イからホまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七 (略)

4 (略)

(七四一頁 改正)

(表示の方式)

**第十條** 法第四十六條第一項の規定により表示をしようとする者(当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかの場合における容器の製造又は輸入をした者を除く)は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる高压ガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる塗色をその容器の外表面(断熱材で被覆してある容器にあつては、その断熱材の外表面。次号及び第三号において同じ。)の見やすい箇所に、容器の表面積の二分の一以上について行うものとする。ただし、同表中で規定する水素ガスを充填する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器並びにその他の種類の高圧ガスを充填する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充填するための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

(略)

二 (略)

三 容器の外表面に容器の所有者(当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者)の氏名又は名称住所及び電話番号(以下この条において「氏名等」という。)を告示で定めるところに従つて明示するものとする。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証(以下単に「自動車検査証」という。)に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの

ロ (略)

2~5 (略)

(七四二頁 改正)

(法第四十九条の二第一項の容器の附属品)

**第十三條** 法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一~三 (略)

四 逆止弁(国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。)

(七四四頁 改正)

(附属品検査の刻印)

**第十八條** 法第四十九条の三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号(アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号)に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接を

し、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一 附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）

二（四）（略）

五 附属品（液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。）の質量（記号 W、単位 キログラム）

六（略）

七 次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ（ハ）（略）

ニ 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号 CHGGV）

ホ（略）

ヘ 圧縮ガスを充填する容器（イからホまでを除く。）（記号 PG）

ト 液化ガスを充填する容器（チからヌまでを除く。）（記号 LG）

チ 液化石油ガスを充填する容器（リを除く。）（記号 LPG）

リ（略）

ヌ（略）

八 液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号りに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ（略）

2（略）

（再充填禁止容器以外の容器に係る附属品）

**第十九条** 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一（五）（略）

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 逆止弁

（七四九頁 改正）

（容器再検査の期間）

**第二十四条** 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づき刻印又は同条第二項第一号に基づき標準において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一（五）（略）

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のもは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月

七 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器については、一年一月

- 八 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器（溶接容器に限る。以下同じ。）については、経過年数二十年未満のものは六年、経過年数二十年以上のものは二年
- 2・3 (略)

(七五一頁 改正)

(容器再検査における容器的規格)

第二十六条 (略)

2 (略)

- 3 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一〜三 (略)

4・5 (略)

(七五三頁 改正)

(附属品再検査の期間)

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、

次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器に装置されている附属品（次号から第三号までに掲げるものを除く。）については、当該附属品が附属品検査に合格した日（附属品再検査に合格したものにあっては、最近時の同検査に合格した日。以下この条において「附属品検査等合格日」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から二年を経過して最

初に受ける容器再検査（アルミニウム合金製スクーパー用継目なし容器にあっては、容器検査合格月の前月の末日又は前条第一項第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査までの間

一の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、当該附属品が附属品検査に合格した月（附属品再検査に合格したものにあっては、最近時の同検査に合格した月。以下この条において「附属品検査等合格月」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格月の前月の末日から二年を経過して最初に受ける容器再検査までの間

2 (略)

(七五三頁 改正)

(附属品再検査における附属品の規格)

第二十九条 法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの

種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

- 二 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。）は、次のイ及びロに規定するところにより気密試験を行い、これに合格すること。
- イ・ロ (略)

- 三 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動

車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものに限り、は、次のイ及びロに規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ (略)

四 附属品 (圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に用いるものに限る。)にあつては、告示に定める基準に適合するものであること。

五 バルブ (圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されているものを除く。)にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 開閉操作が容易であり、かつ、円滑に作動するものであること。  
ロ 液化石油ガスを充填する容器に装置するバルブであつてグラウンドナットにバルブの開閉のためのねじが切つてある構造のものにあつては、グラウンドナットをピン又はナット等によりバルブ本体に適切に固定してあること。

六 安全弁 (圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものと並びに破裂板及び溶栓を除く。以下この号において同じ。)にあつては、当該安全弁の装置される容器に充填される高压ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の十分の八以下 (プラスチックライナー製一般複合容器に装置される附属品にあつては耐圧試験圧力以下、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力の数値の七分の五倍の圧力以上当該液化

水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力以下、液化水素運送自動車用高压安全弁にあつては気密試験圧力以上最高充填圧力の数値の一・二倍以下)の圧力を加えた場合、作動するものであること。

七 (略)

2 (略)

(七五五頁 改正)

(検査設備の基準)

**第三十二条** 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、

次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ・ニ (略)

四 (略)

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の

再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

七 (略)

(七五六頁 改正)

(検査主任者の資格)

**第三十四条** 法第五十二条第一項経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条の規定に基づく一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガンリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

(七五七頁 改正)

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

**第三十七条** 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印することが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標準の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印することが困難な場合は、次項第四号に規定する方式に従つて行う標準の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ〜ハ (略)

二 (略)

2 法第四十九条第四項の規定により、標準を掲示しようとする者は、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第二号に、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第三号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第四号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。

一〜三 (略)

3 (略)

(七五八頁 改正)



(附属品再検査に合格した附属品の刻印)

第三十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする

者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日(国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月)を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示に定める方式をもつてこれに代えることができる。

2 (略)

(七六三頁 改正)

(帳簿)

第七十一条 (略)

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一 溶接容器等(次号及び第八号に掲げるものを除く。)については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から五年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二(五) (略)

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月

以下のもは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年一月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年三月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

七(略)

八 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

九 再充填禁止容器については、前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十 容器に装置されている附属品(次号及び第十二号に掲げるものを除く。)については、前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査(アルミニウム合金製スクーパー用継目なし容器にあつては、同項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過して最初に受ける容器再検査)までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十一(略)

十二 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数七年六月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十三(略)

3・4 (略)

---

(七三頁) 平成三五年五月二三日省令第三三〇号の附則の次に追加

附則〔平成二六年五月三〇日 省令第三三〇号〕抄

この省令は、公布の日から施行する。

## 高圧ガス保安法施行令関係告示

(八九一頁 改正)

**第二条** 令第二條第三項第六号の經濟産業大臣が定めるものは、冷凍設備からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置(当該回収装置に接合された容器(以下「接合容器」という。))又は取り付けられた着脱可能な容器(以下「着脱容器」という。))及びその附属品を含む。以下「回収装置」という。)であつて、次の各号に掲げる要件を満たす回収装置内のフルオロカーボン(不活性のもの及びフルオロオレフィン千二百三十四y fに限る。)とする。

一 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収されたフルオロカーボンは、内容積の合計が百二十リットル(フルオロオレフィン千二百三十四y fにあつては、四十五リットル。))以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。

ロ 着脱容器及びその附属品(フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十一、フルオロカーボン百三十四a、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七C、フルオロカーボン五百七A又はフルオロオレフィン千二百三十四y fを入れるものであつて、内容積一リットル以下のものを除く。))は、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)に適合していること。

二・三 (略)

四 回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収装置本体(回収装置のうち接合容器、着脱容器及び計量器等

の附属品を除いた部分をいう。以下同じ。回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあつては、分割された部分(こと)は、常用の圧力を超えた場合に作動する安全装置(パネ式安全弁、破裂板又は逃し弁に限る。))を有すること。

ロ 接合容器(フルオロカーボン十二、フルオロカーボン二十一、フルオロカーボン百三十四a、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七C、フルオロカーボン五百七A又はフルオロオレフィン千二百三十四y fを入れるものであつて、内容積一リットル以下のものを除く。))は安全弁(溶栓を含む。))を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体との間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。

ハ 計量器は安全弁(溶栓を含む。))を有すること。

ニ 回収装置は、常用の温度において液化フルオロカーボンの容量が、接合容器又は着脱容器の内容積の九パーセントを超えないようにするための過充てん防止機構を有すること。

ホ 加熱装置を有する回収装置にあつては、加熱される部分の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度以下にする安全装置を有すること。

ヘ 回収装置のうちフルオロオレフィン千二百三十四y fを回収するもの(以下「フルオロオレフィン千二百三十四y f回収装置」という。))にあつては、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

ト フルオロオレフィン千二百三十四y f回収装置にあつては、停止後、速やかに接合容器又は着脱容器との間を遮断するための措置を講ずること。

チ イからトまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、安全装置等により危険状態にならない機構を有すること。

五 回収装置の構造は、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 回収装置本体、接合容器、着脱容器、計量器及び冷凍設備の相互の接続並びに回収装置本体及び接合容器の配管等の接合は、確実にあつて、電動機等からの振動及び移動中の振動により緩まない構造であること。

ロ 着脱容器を回収装置本体に取り付けて用いる回収装置にあつては、着脱容器の取付け及び取外しが容易であり、着脱容器の転落及び転倒を防止するため、当該着脱容器を確実に保持できる構造であること。

ハ 回収装置は、ドライヤコア等の交換部分を交換する場合に、開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることのないよう、当該開放部分の前後に当該ガスを遮断できるバルブ等を有する構造であること。

ニ 加熱装置を有する回収装置にあつては、接合容器、着脱容器又は計量器を電熱器等により直接に、かつ、四十度以上に加熱しない構造であること。

ホ 回収装置（フルオロレフィン千二百三十四yフ回収装置を除く。）本体（分割できる構造のものにあつては、分割される部分）とバルブ、配管、ガラス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するためのカバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

ヘ 回収装置は、傾斜角度十度において転倒又は滑降しない構造であること。

ト フルオロレフィン千二百三十四yフ回収装置にあつては、底部を除き装置全体をカバー等で囲まれた構造とし、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部を、その側面の二方向に設けることにより、外力による損傷を防止するとともに、

内部を十分に換気できる構造であること。

チ フルオロレフィン千二百三十四yフ回収装置にあつては、運転中に凝縮器等の冷却ファンが常時作動する構造であること。

リ フルオロレフィン千二百三十四yフ回収装置にあつては、電気設備が着火源とならないよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

六 回収装置の操作盤、バルブ等には、作動状態、開閉方向等が表示されたものであること。

七 回収装置（フルオロレフィン千二百三十四yフ回収装置を除く。）本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。

イ 製造者又は輸入者の名称

ロ 設備の名称

ハ 型式及び機器番号

ニ 仕様（回収ガスの種類、接合容器の内容積等）

ホ 異常が発生した場合の連絡先

ヘ 回収装置本体が分割できる構造のものにあつては、共に使用することができ分割された部分の名称及び型式

ト 着脱容器を用いる回収装置にあつては、共に使用することができることができ着脱容器の型式

チ 共に使用することができ附属品の名称及び型式  
リ 取扱以上の注意

1 変形、腐食の有無の日常点検をすること。

2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。  
また、四十度以上に温めないこと。

- 3 風通しの良い所で使用すること。
  - 4 雨等でぬらさないこと。
  - 5 粗暴な取扱いをしないこと。
  - 6 その他の取扱い上の注意
- 八| フルオロレフィン千二百三十四y f回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうちフルオロレフィン千二百三十四y fが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「フルオロレフィン千二百三十四y f高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。
- イ 製造者又は輸入者の名称
  - ロ 設備の名称
  - ハ 型式及び機器番号
  - ニ 仕様（回収ガスの種類、接合容器の内容積等）
  - ホ 異常が発生した場合の連絡先
  - ヘ 回収装置本体が分割できる構造のものにあつては、共に使用することができると分割された部分の名称及び型式
  - ト 着脱容器を用いる回収装置にあつては、共に使用することができると着脱容器の型式
  - チ 共に使用することができると附属品の名称及び型式
  - リ 取扱い上の注意
- 1 変形、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること
  - 2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと
  - 3 風通しの良い所で使用し、使用しないときは風通しの良い所に置くこと
  - 4 火気の近くで使用しないこと
  - 5 発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しないこと

いこと

- 6| 適切な消火設備を適切な箇所に設けること
- 7| 雨等でぬらさないこと
- 8| 粗暴な取扱いをしないこと
- 9| その他の取扱い上の注意

九| 回収装置本体（分割できる構造のものにあつては、分割された部分のうち前号の表示がなされている部分を除く。）及び計量器（回収装置本体に接合されているものを除く。）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、次の事項が表示されたものであること。

イ（略）

- ロ 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構造のものにあつては、「高圧ガス取扱装置」（フルオロレフィン千二百三十四y f回収装置にあつては、「フルオロレフィン千二百三十四y f高圧ガス取扱装置」との警戒標

ハ（略）

（八九四頁 改正）

### 第三条 削除

（九〇二頁 平成二三年七月二五日告示第一六七号の附則の次に追加）

附 則（平成二六年七月一八日告示第一五五号）

この告示は公布の日から施行する。

## 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

(一〇二一頁 改正)

(表示の方式)

### 第一条 (略)

2 規則第十条第五項の安全上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式

イ 充填すべきガスの名称(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「液化天然ガス」)を明示すること。

ロ 自動車に用いるものであることを示す文字(車両専用)を明示すること。ただし、低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器及び低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、その旨を示す文字(低充填サイクル車両専用)を明示すること。

と。

ハ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第一(国際圧縮水素自動車燃料装置用容器)にあつては、様式第一の二に定める容器証券を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。

ニ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第二(国際圧縮水素自動車燃料装置用容器)にあつては、様式第二の二に定める車載容器一覧証券を車両表面の見やすい箇所へ貼付すること。

ホ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三(低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器)にあつては、様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、様式第三の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、様式第三の四に定める車載容器総括証券を燃料充填口近傍へ貼付すること。

へ (略)

(一〇二二頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の外観検査)

第二十條 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従つて行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一～四 (略)

(一〇二三頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験)

## 第二十一条 (略)

2 圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験(以下この項において単に「試験」という。)は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

## (一〇二四頁 改正)

(容器再検査における容器の規格)

## 第二十二条 (略)

2 規則第二十六条第三項第三号及び第四項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

### 一〜一の三 (略)

一の四 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

### 一・一三 (略)

## (一〇二五頁 改正)

(一般附属品の外観検査)

## 第二十四条 附属品 (圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているも

のを除く。以下「一般附属品」という。)の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

### 一・二二 (略)

## (一〇二六頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の外観検査)

## 第二十七条

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品

(以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品」という。)、圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品(以下「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。)、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品(以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。))及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品(以下「圧縮水素運送自動車用附属品」という。))の外観検査は、目視又は拡大鏡を使用する等の方法により行うものとする。この場合、検査は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

## (一〇二八頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験)

## 第二十八条 (略)

2 圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験(以下この項において単に「試験」という。)は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

(一〇二八頁 改正)

(附属品再検査における附属品の規格)

**第二十九条** 規則第二十九条第一項第四号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあつては、次に掲げるものとする。

イ (略)

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車に貼付されている車載容器一覽証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。

二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。

2 (略)

(一〇三二頁 改正)

(検査設備の基準)

**第三十一条** (略)

2・3 (略)

4 規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一〜三 (略)

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ (略)

ロ 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

二 (略)

5・6 (略)

7 規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、漏えい試験のための設備について第四項第四号の例による。

8 (略)

(一〇三三頁 改正)



(容器再検査に合格した容器の刻印等)

**第三十二条** 規則第三十七条第二項第三号の告示に定める証票は、様式第

四(低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第四の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第四の四)に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充填口近傍へ貼付するものとする。

(一〇三三頁 改正)

(附属品再検査に合格した附属品の刻印等)

**第三十三条** 規則第三十八条第一項ただし書の告示に定める方式は、薄板

に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあつては前条による容器に係る証票の貼付をもって、圧縮水素運送自動車用附属品にあつてはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもってこれに代えることができる。

(一〇三四頁 平成二五年五月一三日告示第一三三号)の附則の次に追

加)

**附則** (平成二六年五月三〇日告示第一二六号)

この告示は、公布の日から施行する。

(一〇三五頁 改正)

**様式第1の2** (第1条第2項第3号関係)

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

備考 (一)の証票の大きさは縦25(ミリメートル)、横90(ミリメートル)以上とする。

(10) 三河 空缶

**様式第2の2** (第1条第2項第3号関係)

車載容器一括記票	
容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

- 備考 1 この記票の大きさは縦50ミリメートル、横110ミリメートル以上とする。  
2 容器番号及び附属品番号の欄は、搭載容器の個数に合わせて作成すること。  
3 充填可能期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

(10) 三河 空缶

**様式第3の3** (第1条第2項第3号関係)

車載容器総括記票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
検査有効期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

- 備考 1 この記票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とする。  
2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

**様式第3の4** (第1条第2項第3号関係)

車載容器総括証券 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名 称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
検査有効期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

備考 1 この証券の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

**様式第4の3** (第32条関係)

容器再検査合格証券	検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	年 月
再検査月	年 月

備考 1 この証券の大きさは縦20ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

- 2 再検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

(10) 三六頁 四五)

**様式第 4 の 4** (第 32 条関係)

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車専用)	検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限 年 月	
再 検 査 月 年 月	

備考 1 この証票の大きさは縦20ミリメートル、横45ミリメートル以上  
とすること。

- 2 再検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短い  
ものの期限を記載すること。